

武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

[illegible]

<u>れた学校づくり協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。</u> <u>2 協議会について必要な事項は、別に定める。</u> （承認又は届け出を要する教材） 第21条 （略） 2 校長は<u>学年</u>又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として次のものを<u>継続使用する場合</u>、その使用開始期日<u>14</u>日前までに委員会に届け出なければならない。 (1)及び(2) （略）	（承認又は届け出を要する教材） 第21条 （略） 2 校長は、<u>学年</u>又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として次のものを<u>使用する場合は</u>、その使用開始期日<u>7</u>日前までに委員会に届け出なければならない。 (1)及び(2) （略）	字句の改正 字句の改正 字句の改正
---	---	--

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第21条の改正は、令和8年4月1日から施行する。